

相良村職員の給与の男女の差異の情報を次のとおり公表する。

令和7年7月15日

相良村長 吉松 啓一

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 相良村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.9%
全職員	74.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	96.3%
本庁課長補佐相当職	96.3%
本庁係長相当職	98.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	92.6%
26～30年	97.7%
21～25年	90.2%
16～20年	102.6%
11～15年	99.5%
6～10年	96.6%
1～5年	93.0%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職については該当職員がいないため記載なし。
- ・ 勤続年数別の36年以上については、男性職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。